

このニュースを地域民報への転載や各支部への配布など、積極的に活用してください。

さっぽろ
市議団ニュース

<第3回定例会>

2016年10月21日

No. 164

日本共産党札幌市議団 事務局

tel 211-3221 / fax 218-5124

業務委託では本来の教育はできない——外国語指導助手＝ALTの処遇改善を

伊藤りち子議員が質問

日本共産党の伊藤りち子議員は14日、決算特別委員会で外国語指導助手(英語の授業を補助する外国人)＝ALTについて質問しました。

伊藤議員は、市内の小中高約300校にALTを派遣しているが、この春、本市の委託を受けた民間事業者が必要な人員を確保できず、英語の授業に重大な支障をきたしたと指摘。背景に業務委託の問題があるとして代表質問で取り上げたさい、「業務委託は、急な帰国や退職に対応できるなど安定的な指導が行える」と答弁したが、「業務委託のデメリットについてはどう認識しているのか」とたどしました。

引地学校教育部長は、「業務委託では授業の段取りや調整などその場で担当教員と行えない」としつつ、「担当教員の要望を盛り込んだ計画書を事前に提出」し対応しているとのべました。

伊藤議員は、「業務委託では、担当教員とALTが協力し合って授業をすすめる(ティームティーチング)ことはできないということだが、このあり方について、文科省は『ALTは基本的には担当教員の指導のもと、担当教員が行う授業にかかる補助をする』として授業前、授業中、授業後にすべき要点をのべている。文科省がのべているようにALTとのティームティーチングでこそ、より豊かな授業にしていけるのではないかとたどすと、引地部長は、「効果的な学習ができる」と認める一方、「ALTとの役割分担を明確にしており計画書通りの授業が可能」とのべました。

伊藤議員は、「子どもたちによりよい授業をどうすすめていくのかが大切。指導助手だとしても子どもたちのことを把握し、担当教員と協力して授業をすすめていくのが教育のあり方ではないか、しかし、業務委託ではこれが違法な偽装請負とされ、できない」と指摘。「しかも、ALTは1年契約の不安定雇用で社会保険にも未加入。賃金は月23万円で全く同じ仕事をしている直接雇用のJETプログラム(国の外国青年招致事業)のALT月30万円より7万円も少ない。これほどの賃金格差があることをどう認識しているのか」とたどしました。

引地部長が「給与などの労働条件は雇用主と労働者の合意にもとづくもの」とのべたのに対し、伊藤議員は、「札幌市が子どもたちのためにALTによる授業を始めたのでないか」と批判。「直接雇用を実施している自治体にそのメリットとデメリットを直接聞いた」として、さいたま市教育委員会は、直接雇用の理由を「ALTと担当教員が話し合って授業をすすめることが業務委託ではできないため」といい、メリットは「ALTと直接なんでも話せるようになり、業務委託より予算が安い」「さいたま市で働きたいとALTが来るようになり、ほとんどやめる人はいない」とのべ、また、大阪市教育委員会は「メリットは、直接先生と話し合いができること」「直接雇用になりALTの先生が1日中、学校にいるので日常的に子どもたちと接し、英会話ができるようになった」といい、両市とも「デメリットはない」と話していたと紹介。「本市も直接雇用に踏み出すよう検討をすすめるべきだ」とたどしました。

引地部長は、「担当教員がALTに直接指示できない」と業務委託の問題点を認めつつ、「授業で効果的に活用できる教材や指導方法を委託業者から提供されるメリットがある」といい、同時に「ALTの人材確保の方法については他市の取り組みも参考にし、検討していきたい」と答えました。